

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第51号）（中央卸売市場第一市場）

京都市中央卸売市場業務条例について、以下のとおり改正することとしました。

1 公表すべき指標等の新設

卸売市場法の一部改正により、卸売市場の認定要件が追加されたことに伴い、引き続き卸売市場の認定を受けるため、以下の事項を公表すべき指標等として、新たに定めました。

- (1) 本市場で取り扱う「指定飲食料品等」の品目
- (2) 本市場で取り扱う「指定飲食料品等」のコスト指標
- (3) 食品等持続的供給法に掲げる食品等事業者の努力義務の内容

2 使用料の限度額の改定

施設の利用者が納入すべき使用料の限度額について、次のとおり改めました。

- (1) 水産物部の冷蔵庫棟について、再整備に伴い廃止することから、使用料の規定を別表から削除しました。
- (2) 再整備に伴い新たに供用を開始する施設について、施設整備に要した経費等を考慮のうえ、下表のとおり改定しました。

区 分	単 位	使 用 料	
		改 正 前	改 正 後
仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき1月	円 3, 1 7 0	円 3, 6 6 0
事務室使用料		2, 1 5 8	2, 4 1 0
加工処理場使用料		2, 9 5 0	3, 4 1 0

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。ただし、上記2(1)に係る改正は公布の日から、上記2(2)に係る改正は市規則で定める日から施行することとしました。

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第51号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

目次中「第57条」を「第57条の2」に改める。

第3章第1節中第57条の次に次の1条を加える。

(開設者による食品等持続的供給法に係る公表)

第57条の2 市長は、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 市場の取扱品目に属する物品のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等に該当するもの

(2) 前号に掲げる物品の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

別表第2中「3, 170」を「3, 660」に、「2, 158」を「2, 410」に、

「

冷蔵庫棟 使用料	青果部の冷蔵庫棟	1棟につき1月	6,910,551
	水産物部の冷蔵庫棟		10,297,100

を

」

「

冷蔵庫棟使用料	1棟につき1月	6,910,551
---------	---------	-----------

に、

」

「2,950」を「3,410」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2の改正規定（冷蔵庫棟使用料に関する部分に限る。） 公布の日

(2) 別表第2の改正規定（仲卸業者売場使用料、事務室使用料及び加工処理場使用料に関する部分に限る。）及び次項の規定 市規則で定める日

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市中央卸売市場業務条例別表第2（仲卸業者売場使用料、事務室使用料及び加工処理場使用料に関する部分に限る。）の規定は、前項第2号に規定する市規則で定める日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中央卸売市場第一市場)